

「競争契約入札心得」新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">競争契約入札心得 (最終改正令和8年4月1日)</p> <p>第1～2 略</p> <p>(公正な入札の確保)</p> <p>第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。</p> <p>3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。</p> <p>4 一定の資本関係又は人的関係にある者同士は、同一の入札に参加してはならない。<u>具体的な該当基準は、別途定める。</u></p> <p>第4 略</p> <p>(当該入札が無効となる事項)</p> <p>第5 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) 記名のない入札(電子入札による場合は、電子認証書を取得してない者のした入札)</p> <p>(2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札</p> <p>(3) 同一事項に対してした2通以上の入札</p> <p>(4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札</p> <p>(5) 委任状を持参しない代理人が行った入札</p> <p>(6) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日(日付)を誤り、又はその記載のない入札</p> <p>(7) 明らかに連合によるもの又は第3条第4項に反したと認められる入札</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札</p> <p>第6～7 略</p>	<p style="text-align: center;">競争契約入札心得 (最終改正令和6年4月1日)</p> <p>第1～2 略</p> <p>(公正な入札の確保)</p> <p>第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。</p> <p>3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4 略</p> <p>(当該入札が無効となる事項)</p> <p>第5 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) 記名のない入札(電子入札による場合は、電子認証書を取得してない者のした入札)</p> <p>(2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札</p> <p>(3) 同一事項に対してした2通以上の入札</p> <p>(4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札</p> <p>(5) 委任状を持参しない代理人が行った入札</p> <p>(6) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日(日付)を誤り、又はその記載のない入札</p> <p>(7) 明らかに連合によるもの<u>と認められる入札</u></p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札</p> <p>第6～7 略</p>